

医政指発0517第1号
平成25年5月17日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局指導課長
（公印省略）

病院の耐震改修の更なる促進について

災害医療対策の促進につきましては、平素から格段のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成24年8月28日医政指発0828第1号にて依頼した病院の耐震改修の状況の調査につきましては、平成25年3月29日に別添のとおり結果を公表したところですが、病院全体の耐震化率は61.4%であり、更なる耐震改修の推進が必要となっています。

つきましては、厚生労働省では医療施設耐震整備事業として、耐震診断の結果「I_s値0.3未満の建物」を有する医療機関（公立除く）の耐震整備に対する補助等、耐震整備に関する支援制度を措置しているところですが、「建築物の耐震改修の促進に関する法律（耐震改修促進法）」を踏まえ、建築指導担当部局と連携し、更なる耐震改修の促進等を行っていただくようお願いいたします。

特に、耐震診断が未了の病院につきましては、現在、国土交通省において、耐震改修促進法を改正し、病院など不特定多数の者が利用する建築物のうち、大規模なものを対象として、平成27年末までに耐震診断を実施することを義務化する方向で検討していることから、早期に耐震診断を実施して頂きますようお願いいたします。

なお、本通知の内容については、国土交通省住宅局建築指導課及び同局市街地建築課と調整済みであることを申し添えます。

（参考）活用可能な補助制度

病院の耐震診断・耐震改修に活用できる補助制度としては次のものがある。
厚生労働省 医療施設耐震化促進事業（医療施設運営費等補助金）
医療施設耐震整備事業（医療提供体制施設整備交付金）
国土交通省 住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金等）

※ 概要については別添参照

病院等の耐震化支援制度～厚生労働省・国土交通省

区 分		耐震診断	耐震改修
政策医療を担う病院 (救命救急センター、病院群輪番制病院など)	厚生労働省	<p>【耐震診断】</p> <p>医療施設耐震化促進事業 (医療施設運営費補助金)</p> <p>【耐震改修】</p> <p>医療施設耐震整備事業 (医療提供体制施設整備交付金)</p>	<p>○補助率 国1/2</p> <p>○基準額 ① 2,300㎡(基準面積) × 32,700円 ② 2,300㎡(基準面積) × 155,000円 ※①は政策医療を担う病院 ※②はIs値0.3未満の全ての病院</p>
上記以外の病院・診療所等	国土交通省	<p>◆地方公共団体に補助制度が整備されている場合</p> <p>住宅・建築物安全ストック形成事業(社会資本整備総合交付金又は防災・安全交付金)</p>	<p>○補助率 国1/3、地方1/3</p> <p>○限度額 1000～ 2000円/㎡</p> <p>○補助率 国11.5%、地方11.5% (避難所等の場合、 国1/3、地方1/3)</p> <p>○限度額 1㎡当たり47,300円 (免震化の場合は80,000円)</p>

平成25年度予算において、改正耐震改修促進法(案)により耐震診断義務付けの対象となる建築物(5000㎡以上等)に対する国の追加補助(国費による実質補助率を診断1/2、改修1/3に拡充)を創設。地方公共団体が支援策を整備していない場合であっても、国単独で交付金と同率の補助。

厚労省と国交省の補助制度の併用はできません。

病院における耐震診断・耐震整備の補助事業

(1) 医療施設運営費等補助金(医療施設耐震化促進事業 平成25年度予算額 21,000千円)

医療施設耐震化促進事業(平成18年度～)

(事業概要)

医療施設の耐震化を促進するため、救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院等の救急医療等を担っている病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関(公立、公的を除く)の耐震診断に対する補助を行う。

(基準額): 3,000千円

(補助率): 1/3 (国1/3、都道府県1/3、事業主1/3)

(2) 医療提供体制施設整備交付金のメニュー項目(平成25年度予算額 40億円の内数)

1. 基幹・地域 災害拠点病院施設整備事業(平成8年度～)

(事業概要)

・都道府県知事の要請を受けた病院(公立除く)の開設者が行う災害拠点病院の耐震整備に対する補助を行う。

(基準額): $2,300\text{m}^2$ (基準面積) \times 32,700円 = 75,210千円

(調整率): 0.5 (平成20年度第1次補正予算により0.33から0.5へ嵩上げ)

※この他に備蓄倉庫、自家発電装置、受水槽、ヘリポート、研修部門(基幹災害拠点病院のみ)の整備に対する補助(調整率0.33)を行う。

2. 地震防災対策医療施設耐震整備事業(平成13年度～)

(事業概要)

・地震防災対策特別措置法(H7法111)に基づき、都道府県が著しい地震災害が生ずるおそれがあると認められる地区において、地震防災上緊急に整備すべき施設等(医療機関含む)の計画である「地震防災緊急事業5箇年計画」に基づいて耐震化を必要とする医療機関(公立除く)が実施する耐震整備に対する補助を行う。

・土砂災害危険箇所¹に所在する医療機関(公立除く)が実施する耐震整備に対する補助を行う。

(基準額): $2,300\text{m}^2$ (基準面積) \times 32,700円 = 75,210千円

(調整率): 0.5(平成21年度予算において0.33から0.5へ嵩上げ)

3. 医療施設耐震整備事業(平成18年度～)

(事業概要)

1. 耐震化未実施の救命救急センター、病院群輪番制病院、小児救急医療拠点病院等の救急医療等を担っている病院及びその他災害時における医療の提供に必要な医療機関(公立、公的を除く)の耐震整備に対する補助を行う。

2. 耐震診断の結果「Is値0.3未満の建物」を有する病院(公立除く)の耐震整備に対する補助を行う。

(基準額): 1. $2,300\text{m}^2$ (基準面積) \times 32,700円 = 75,210千円

2. $2,300\text{m}^2$ (基準面積) \times 155,000円 = 356,500千円

(調整率): 0.5(平成21年度予算において0.33から0.5へ嵩上げ)

住宅・建築物の耐震化に関する補助制度

○住宅・建築物の耐震化に関する補助は、各地方公共団体が実施しています。

※補助を実施していない地方公共団体もあります。

○地方公共団体は、社会資本整備総合交付金の活用が可能であり、次の①又は②を選択して補助事業を実施しています。

①住宅・建築物安全ストック形成事業（同交付金の基幹事業として定められた補助率等により行う事業）

②効果促進事業（地方公共団体が独自に補助率、限度額等を設定して行う事業）

※どちらの場合も、同交付金により、地方公共団体が所有者に補助する額の1/2以内の額を、地方公共団体に対して助成

○このため、地方公共団体ごとに補助率、限度額等が異なっていることがあります。

①住宅・建築物安全ストック形成事業（社会資本整備総合交付金の基幹事業）を活用する場合

改修工事費の23%を補助

※緊急輸送道路沿道の場合の補助率は2/3

避難路沿道の場合の補助率は1/3

【補助制度の事例①】

補助率:23%	
---------	--

工事費が240万円の場合

補助金額：55万円、自己負担：185万円

工事費が240万円の場合（避難路沿道の場合）

補助金額：80万円、自己負担：160万円

②社会資本整備総合交付金の効果促進事業を活用する場合
補助率、限度額等は地方公共団体が独自に設定

【補助制度の事例②-1】

補助率:定額 30~60万円	
-------------------	--

工事費が240万円の場合

補助金額：30~60万円、自己負担：210~180万円

工事費が100万円の場合

補助金額：30~60万円、自己負担：70~40万円

【補助制度の事例②-2】

補助率:1/3~11/24 80~110万円	
---------------------------	--

工事費が240万円の場合

補助金額：80~110万円、自己負担：160~130万円

※防災・安全交付金においても、社会資本整備総合交付金と同様の扱いとする。

住宅・建築物の耐震化に関する国の支援制度（平成24補正後～27年度）

【住宅・建築物安全ストック形成事業(耐震改修促進事業)】

* 社会資本整備総合交付金、防災・安全交付金

<平成25年度予算額>

社会資本整備総合交付金 9,134億円の内数
 防災・安全交付金 10,460億円の内数

計画策定等

民間実施 国:1/3、地方:1/3
 地方公共団体実施 国:1/2

住宅の耐震診断

民間実施 国:1/3、地方:1/3
 地方公共団体実施 国:1/2

建築物の耐震診断

民間実施 国:1/3、地方:1/3
 地方公共団体実施 国:1/3(緊急輸送道路沿道は1/2)

住宅の耐震改修、建替え等*

※緊急輸送道路沿道・避難路沿道の住宅は除却費も交付対象

建物の種類	交付率
・緊急輸送道路沿道 ・密集市街地、津波浸水区域等の避難路沿道	国と地方で2/3
・その他	国と地方で23%

* 住宅にはマンションを含む。

**国と地方で30万円/戸を加算
 (平成25年度末までの時限措置)**

建築物の耐震改修、建替え等*

※緊急輸送道路沿道・避難路沿道の建築物は除却費も交付対象

建物の種類	交付率
・緊急輸送道路沿道 ・密集市街地、津波浸水区域等の避難路沿道 ・避難所等の防災拠点	公共建築物:国1/3 民間建築物:国と地方で2/3
・多数の者が利用する建築物(3階建、1,000㎡以上の百貨店等) ・避難路沿道(密集市街地、津波浸水区域等に係るもの以外)	公共建築物:国11.5% 民間建築物:国と地方で23%

経過措置: 避難路沿道(密集市街地、津波浸水区域等に係るもの以外)の住宅・建築物の耐震改修等で、平成25年3月31日までに着手した事業については、**国と地方で1/3**

* 住宅・建築物の耐震化に係る事業については、**地域住宅計画に基づく事業、社会資本整備総合交付金等の効果促進事業**においても実施可能。

■特に多数の者が利用する大規模建築物等の耐震化に対する支援強化

特に多数の者が利用する大規模建築物、災害時の機能確保が必要な避難路沿道建築物等の耐震化をより一層促進するため、耐震診断や耐震改修を促す対策を強化するとともに、通常の助成制度に加え、国が重点的・緊急的に支援する仕組みを創設する。（平成27年度末までの時限措置）

- 耐震診断への補助：[通常]国費1/3→[緊急支援]国費1/2
- 耐震改修等への補助：[通常]国費11.5%、1/3→[緊急支援]国費1/3、2/5

（通常の社会資本整備総合交付金等による国費分を含む助成率）

（上記の他、社会資本整備総合交付金等を活用した既存の耐震補助制度がない地方公共団体の区域においても一定の支援）

■道路沿道建築物の倒壊による道路閉塞の事例



阪神・淡路大震災(H7)

（参考）住宅・建築物安全ストック形成事業（平成24補正後～27年度）

* 社会資本整備総合交付金等

住宅（共同住宅を含む）

- 耐震診断
 - ・民間実施：国と地方で2/3
 - ・地方公共団体実施：国1/2
- 耐震改修、建替え等
（緊急輸送道路沿道・避難路沿道の住宅は除却費も交付対象）

建物の種類	交付率
・緊急輸送道路沿道 ・密集市街地、津波浸水区域等の避難路沿道	国と地方で2/3
・その他	国と地方で23%

国と地方で30万円/戸を加算（平成25年度末までの時限措置）

建築物

- 耐震診断
 - ・民間実施：国と地方で2/3
 - ・地方公共団体実施：国1/3（緊急輸送道路沿道の場合は1/2）
- 耐震改修、建替え等（緊急輸送道路沿道・避難路沿道の建築物は除却費も交付対象）

建物の種類	交付率
・緊急輸送道路沿道 ・密集市街地、津波浸水区域等の避難路沿道 ・避難所等の防災拠点	公共建築物：国1/3 民間建築物：国と地方で2/3
・多数の者が利用する建築物（3階建、1,000㎡以上の百貨店等） ・避難路沿道（密集市街地、津波浸水区域等に係るもの以外）	公共建築物：国11.5% 民間建築物：国と地方で23%